

●憲法

本問の出題趣旨は、個人のプライバシーに属すると考えられる事実について、インターネットを利用してなされるソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）上で投稿がなされた場合、その投稿の削除を同SNSの運営者に対し求めることが許されるか、を論ずることにある。

まず、本問では本件逮捕にかかる報道が問題となるところ、前科・犯罪経歴等は人の名誉・信用に直接かかわる事項であり、これをみだりに公開されないことは法律上保護に値する利益であって、本件逮捕にかかる事実はこれに該当することを、前科照会事件・最三判昭和56年4月14日民集35巻3号620頁やノンフィクション「逆転」事件・最三判平成6年2月8日民集48巻2号149頁等を参照しながら論ずる必要がある。その上で、本件各投稿によってそのような法的利益が侵害されているとした場合、本件各投稿の閲覧を可能にしている運営者に対し本件各投稿の削除を求めることができるかどうか、次に問題となる。グーグル検索結果削除請求事件・最三決平成29年1月31日民集71巻1号63頁は、この点に関して、インターネット検索事業者による検索結果の提供は表現行為という側面を有し、検索結果の提供は情報流通の基盤として大きな役割を果たすことなどから、当該事実を公表されない法的利益と検索結果を提供する理由に関する諸事情を比較衡量し、「当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合」に当該検索結果の削除が認められるとした。一方、ツイッター上の投稿の削除が求められた事案（最二判令和4年6月24日民集76巻5号1170頁）で、最高裁は、諸事情を比較衡量する枠組みは維持しつつも、プライバシーにかかる事実を「公表されない法的利益が〔投稿を〕一般の閲覧に供し続ける理由に優越する場合」に当該投稿の削除が認められるとした。このように、削除の可否の基本は比較衡量によるとして、プラットフォームの性質の相違に応じてその枠組みを異にすると考えるべきか等について、慎重な検討が求められるだろう。

判例や標準的な学説を踏まえ、問題となる法的利益を特定し、その侵害を排除するための請求の可否について、憲法で保障される権利・自由の性質にも留意しながら、また、プラットフォームの相違等にも留意しながら検討する答案には、高い評価が与えられる。

●民法

第1問

民法94条2項の類推適用の要件の一つである本人の外形作出に対する意思的関与がない事例を題材に、同条項の類推適用の理解を問うている。94条2項および110条の類推適用を認めた平成18年最判の準則を理解していることを前提に、本人の属性や取引の経緯等、本問の事案の特性に配慮しつつ、結論を出すことが求められる。

文章構成に10点を、論点理解に20点、事実の指摘・評価に20点を与える。

第2問

種類債務の特定に関する標準的な事例を通じて、給付危険と対価危険に関する理解を問うている。〔設問1〕は、種類債務の特定後に引渡債務が不可抗力により履行不能となった場合の

処理を、〔設問2〕はその場合の反対債務の帰趨を問うており、いずれも債権総論および債権各論にわたる基本的理解が求められる。

各設問ごとに、文章構成に5点、論点理解に20点を与える。

●刑法

（出題の趣旨）

本問は、最決平成13年10月25日刑集55巻6号519頁を素材とした設例に基づき、間接正犯と共同正犯の区別基準、共犯の錯誤（共犯過剰）、強盗罪の成立要件などの論点について基本的な知識を問うものである。

（採点基準）

Xが、刑事未成年の長男Bに指示命令して、Aの商店から現金を盗ませようとしたところ、商店内に侵入したBがAに対して強盗に及んだ点について、責任無能力者を利用する間接正犯の成否が問題となる。利用した刑事未成年者に是非弁別能力があり、意思抑圧などの特別な事情がない場合には、責任無能力者を利用する間接正犯は認められず、共謀が認められる場合には共同正犯が成立する。この点について、平成13年最高裁判例を踏まえた理解を示し、是非弁別能力の有無や意思抑圧の有無、共謀の有無などについて問題文の事例から適切に事実を抽出して当てはめを行っている答案には高い評価を与える。被利用者であるBは、刑事未成年でいずれにせよ責任が阻却されるが、甲との間接正犯・共同正犯の成否を論ずる前提として、Bについて問題となる構成要件該当事実（建造物侵入罪、窃盗罪の実行の着手、居直り強盗等）を論ずる必要がある。甲はBに窃盗を指示したところ、犯行現場の商店においてBは自己の判断で強盗に及んでいる。窃盗の共謀をしたところ、Bが強盗に及んだと考える場合には、いわゆる共犯過剰・共犯の錯誤が問題となり、この点について、共謀の射程、共犯の因果性、抽象的事実の錯誤といった論点につき論ずる必要がある。以上の諸点につき、適切に問題を提起した上で、規範の定立と問題文中の事実を適切に摘示し当てはめを行う論述ができている答案には高い評価を与える。

●民事訴訟法

（出題の趣旨）

I.からIII.のいずれも、民事訴訟法の基本的な事項についての理解を問う問題である。

I.は、請求の併合に関するものである。訴えの追加的変更、反訴、中間確認の訴えまでを対象とし、反訴については、その要件に関して、中間確認の訴えについては、その制度趣旨に関して、正確に理解しているかどうかを確認する内容となっている。

II.は、弁論の分離が禁じられる場合についての基本的な知識を確認するものである。

III.は、裁判上の自白の撤回が制限されている理由について、自白の効果(裁判所に対する審判排除効および不要証効)に言及しながら、説明することを求めるものである。

（採点基準）

II.については、2つの解答のうちいずれか1つが正解である場合には、5点を与える。

I.からIII.のいずれについても、標準的な教科書の記述を正確に理解しているかどうかを採点基準とし、誤字があれば減点の対象とする。

●刑事訴訟法

I 配点 30 点。

捜査の端緒としても重要である職務質問及びそれに付随する所持品検査に関する基本的知識及び理解を問うために出題した問題である。職務質問は行政警察活動の一環として行われるものであり捜査とは異なるという法的性質の違いをはじめ、所持品検査に関するいわゆる米子銀行強盗事件の最高裁の判示内容について正確な理解を示す必要がある。

II 配点 20 点。

1 は、訴訟条件についての基本的理解を問うために出題した問題である。形式的訴訟条件及び実質的訴訟条件について、329 条、337 条～339 条といった条文についての指摘も必須である。

2 は、自由心証主義及び補強法則の意義並びに両者の関係について問うものである。これら両概念の意義を正確に表現するとともに、補強法則は自由心証主義の例外という関係について理由と共に記載することが求められる。

●小論文

社会科学にかかる内容を主題とした文章として、本問ではレジリエンスの確保について記した文章を提示した上で、その内容を的確に理解することができるか、とりわけ、具体的なイメージをもって内容を把握することができるのか、説かれている内容を具体的な事例に即して自分の言葉で説明することができるかなど、法科大学院教育の前提として、基礎的な読解力及び文章表現力を問う趣旨の問題である。解答に当たり、こなれた日本語で、説得力を持って記述することができるのかにも、注目した。

問 1 については、下線部の趣旨を的確に、文脈に沿って把握できているのか、に注目して採点した。

問 2 については、具体的な事例から一般的な命題を取り出し、それを他の例に応用することができる能力を問うものである。

問 3 は、著者の主張を的確に理解した上で、自分の提示した具体例に則して説明させる趣旨の問題である。

●憲法

本問の出題趣旨は、公民館の目的及び役割を踏まえた上で、住民が社会教育活動として公民館を利用することの意義を論ずることにある。関連する最高裁判例や裁判例として、最判平成 17 年 7 月 14 日民集 59 卷 6 号 1569 頁（船橋西図書館事件）、東京高裁平成 30 年 5 月 18 日判時 2395 号 47 頁（九条俳句訴訟）、さいたま地判平成 29 年 10 月 13 日判時 2395 号 52 頁（九条俳句訴訟）等がある。

問題文には、資料として添付された社会教育法を用いて論ずるよう指示があり、住民が社会教育活動として公民館を利用することとの関係で、「特選」に選ばれた住民の思想の自由や表現の自由を背景として、C 職員の主張について検討することが求められる。憲法上の問題の所在を認識していること、また代表的な最高裁判例を理解して適切に援用していることは、高い評価の対象となる。

●民法

設問 1 について、民法 466 条 2 項は、債権譲渡について、譲渡制限の意思表示をしたときでもその効力を妨げられないとしており、同 3 項は、譲渡制限の意思表示について悪意又は善意だが重過失のある譲受人その他の第三者に対しては、債務者に履行拒絶等を認めている。そうすると本問の C は、 α について譲渡を受けており、また対債務者対抗要件も備えていることになる。したがって B は、C に重過失がない限りは α の履行を拒絶することができない。仮に C に重過失があったとしても、同 4 項により、C は B に対して、相当の期間を定めて A への履行を催告し、B がその期間内に履行をしないときは、 α の履行を請求することができる。この場合、A が α を二重譲渡した D は、何らの権利を有しない。C は対第三者対抗要件も備えており、D が α の譲受人になる余地はない。

設問 2 について、民法 466 条の 5 第 1 項では、預貯金債権について譲渡制限意思表示は、悪意又は善意だが重過失のある譲受人その他の第三者に対抗できるとしている。本問の C は、本件特約について重過失があるとすると、C は譲受人にはなりえない。他方で、D への譲渡について B は承諾をしていると考えられるから、B の弁済は有効となり、 α が消滅する。この場合、C は A に対して責任を追及することになる。

●刑法

（出題の趣旨）

本問は、最判昭和 55 年 11 月 13 日（刑集 34 卷 6 号 396 頁）を素材とした設例に基づき、被害者の同意による違法性阻却の判断基準、共謀共同正犯の成否、詐欺未遂罪の成否等の諸論点についての知識を問うものである。被害者の同意については、違法性の本質論から論理的に判断基準を導くことが必要であり、共謀共同正犯については、実行行為を行っていない共犯者の目的や役割等について具体的に評価して当てはめをすることが求められる。また詐欺罪については、何を偽ることが欺罔行為であるのかを意識しつつ、本件において何をどのように偽って錯誤に陥らせようとしたのかについて具体的に記述することが求められる。

(採点基準)

傷害罪の成否について 40 点、私文書偽造罪・同行使罪の認定について 10 点、詐欺未遂罪の認定について 20 点、共犯関係の処理及び罪数処理について 30 点。

●民事訴訟法

法科大学院既修者としての学修に必要な基本的事項の理解を問うものである。

I は、当事者主義、職権主義についての基本的知識を確認する問題である。

II は、口頭弁論終結後の承継人の具体的内容について、確認する問題である。

III は、必要的共同訴訟について、通常共同訴訟にはない特徴をあげてもらうことによって、その内容を理解しているかを確認する問題である。必要的共同訴訟の合一確定の必要を踏まえて、訴訟資料及び訴訟進行の統一について、説明することが望まれる。採点に当たっては、理解の正確さ、表現の的確さについても評価の対象とする。

なお、解答に誤字があれば、減点する。

●刑事訴訟法

I 配点 30 点。

証明及び証拠調べ手続きについての基本的知識及び理解を問うために出題した問題である。刑事訴訟法上の重要概念である厳格な証明の意義やその対象についての正確な理解はもちろんのこと、厳格な証明の要件である適式な証拠調べ手続きについて、刑訴法上規定されている手続きのみならず、実務上どのように行われているのかという視点を持ちつつ学習を進めることが肝要である。例えば、証拠書類の取調べについて、法律上は全文朗読とされているが、実務においては規則で定められている要旨の告知が多く用いられていることなど、法曹実務家を目指す以上、是非知っておくべきところである。

II 配点 20 点。

1 は、いわゆるおとり捜査についての基本的理解を問うために出題した問題である。判例百選にも掲載されている最判平成 16 年 7 月 12 日（刑集 58 巻 5 号 333 号）が判示した定義及び判断基準について、正しく記述することが必要である。

2 は、被疑者勾留についての基本的知識を問うために出題した問題である。刑訴法 207 条の準用する同法 60 条の規定する各要件のみならず、勾留の必要、制限時間の遵守、逮捕前置についても関連条文とともに記述することが求められる。

●小論文

文章を読んで、その趣旨と論理を理解することが求められる。また、そこで取り上げられている問題についての自分の意見を論理的に述べることが求められる。

文章を読んで、その趣旨と論理を正しく理解しているか、また、自分の意見を論理的に述べるができているかが考慮される。

●憲法

本問の出題趣旨は、地方公共団体と宗教とのかかわりについて、代表的な政教分離原則に関する最高裁判所判例を踏まえて論ずることにある。関連する最高裁判例として、最大判平成 22 年 1 月 20 日民集 64 卷 1 号 1 頁（空知太神社事件）、最大判令和 3 年 2 月 24 日民集 75 卷 2 号 29 頁（那覇孔子廟事件）等がある。

政教分離原則違反についての判断枠組みを、判例をふまえて提示し、本件における事案の性質を検討することが求められる。憲法上の問題の所在を認識していること、また代表的な最高裁判例を理解して適切に援用していることは、高い評価の対象となる。

●民法

A と B の間で締結された売買契約の内容を適切に解釈し位置づけた上で、契約不適合責任の追及が可能か、可能な場合は、いかなる請求がどのような形で可能か、さらには、解除、損害賠償請求等の可否も含め、場合を区別した上で適切に整理・論述できているかを見る問題。

●刑法

（出題の趣旨）

空き地に停められた自転車を、放置自転車と誤信して一時使用する事案を素材として、窃盗罪における占有の意義、窃盗罪と占有離脱物横領罪に関する抽象的事実の錯誤、自転車の一時使用と占有離脱物横領罪における不法領得の意思の有無、公務執行妨害罪の成立要件（暴行の意義など）等の諸論点についての知識を問うものである。

（採点基準）

X が A によって空き地に無施錠で停められていた自転車を盗む行為については、その客観的な評価として窃盗罪の成否を論ずる必要がある。特に問題となるのは、窃盗罪の客体要件としての「他人の占有」の有無であるところ、この点については、事実上の支配（実力的支配）をいうとする定義を踏まえ、その有無につき、具体的な事実を摘示しつつ論ずる必要がある。実力的支配の有無は社会通念によるほかないとするのが判例であるが、問題文中の事実関係を適切に摘示した上でその有無を説得的に論ずることができている答案には高い評価を与える。

行為の客観面的評価として占有を認めた場合、X は、当該自転車が盗まれた放置自転車であるとの認識で自転車を無断使用していることから、認識した構成要件該当事実（占有離脱物横領罪）と実現した構成要件該当事実（窃盗罪）との間の齟齬、いわゆる抽象的事実の錯誤が問題となる。抽象的事実の錯誤を論ずる場合、38 条 2 項により、重い窃盗罪の故意を認めることはできないが、軽い占有離脱物横領罪の限度で罪の成立を認めることができるかが問題となり、いわゆる構成要件の重なり合いについて、その理論的な意味についての理解を示しつつ、窃盗罪と占有離脱物横領罪との関係に当てはめて論じる必要がある。以上の点について適切な論述ができている答案には高い評価を与える。

窃盗罪、占有離脱物横領罪といった領得罪が成立するためには、行為者に不法領得の意思があることが必要であるが、問題文における X は、いわゆる一時使用の目的で自転車を乗り回し

ているところ、権利者排除意思の有無が問題となる。抽象的事実の錯誤について、軽い占有離脱物横領罪の限度で構成要件該当事実、故意を肯定する場合、不法領得の意思を占有離脱物横領罪について論ずる必要があるが、同罪における不法領得の意思については、近年、裁判例において、同罪においては、すでに本権者等の占有が排除されている状態にあるから、重ねて権利者排除意思を要求することは無意味であるとして、同罪における不法領得の意思は利用処分意思のみで足りると解し、一時使用についても同罪の成立を肯定するものが表れ、議論を呼んでいる。領得罪において、権利者排除意思が要求される理由に遡った検討など、説得力のある論述がなされている答案には高い評価を与える。

●民事訴訟法

法科大学院既修者としての学習に必要な基本的事項の理解を問うものである。

I は、最高裁昭和 60 年 12 月 20 日判決・裁判集民事 146 号 339 頁の判決文を参照しながら、当事者適格、法定訴訟担当、任意的訴訟担当といった民事訴訟法の基本概念についての知識を有しているか、訴えが不適法な場合にされる判決を正確に理解しているかについて、語句補充形式で問うものである。

II は、民事訴訟法 46 条に定める補助参加に係る裁判の効力(いわゆる参加効)について、その趣旨から生ずる既判力との差異(①被参加人が敗訴した場合にのみ生じる。②補助参加人と被参加人との間で生じる。③判決主文中の判断のみならず、理由中の判断にも生じる。④当事者の援用をまっとうして考慮すれば足りる。)を正確に挙げられるかを確認するものである。

III は、受送達者と事実上の利害関係の対立があるにすぎない同居者に書類を交付した場合の補充送達も有効であるとしても、そのような関係にあるため書類が受送達者に速やかに交付されることが期待できず、実際に交付されなかったため、受送達者において訴訟提起を知らないまま判決がされた場合には、民事訴訟法 338 条 1 項 3 号の再審事由が認められるとする最高裁平成 19 年 3 月 20 日決定・民集 61 卷 2 号 586 頁の判示内容を正確に理解しているかどうかを問うものである。理解の正確さ、表現の的確さを評価する。なお、誤字があれば減点する。

●刑事訴訟法

I 配点 30 点。

いわゆる再現実況見分の証拠能力を通して伝聞法則の基本的知識を問うために出題した問題である。判例百選にも掲載されている最決平成 17 年 9 月 27 日(刑集第 59 卷 7 号 753 頁)等をきちんと学習していれば、問題なく回答できたはずである。項号まで正確に条文を指摘することが必須である。

II 配点 20 点。

1 は、捜査の端緒についての基本的知識を問うために出題した問題である。告訴と被害の届出について、根拠条文の有無、主体、要件、訴訟条件等の相違点を、関連する条文とともに示す必要がある。

2 は、訴因に関する基本的理解を問うために出題した問題である。審判対象は何かという点についての公訴事実記載説及び訴因対象説についての正しい理解を前提に、両説からの論理的帰結を答案上示す必要がある。上訴についてはあまり学習が進んでいない学生が多いと思われるが、捜査や訴訟手続きにおける違法がその後の手続きにどのように影響するのかということ

も手続き全体を理解するために重要であり、少なくとも控訴理由としてどのようなものがあるのか、どのような場合に原判決が破棄されうるのかという基本的事項については知った上で、点の知識を線・面に広げていってほしい。

●小論文

(出題の趣旨)

A I B OとチャットG P Tのような生成A Iについて取り上げた2つの新聞記事を読み、ヒトと社会のそれぞれに対する向き合い方に違いが生じていることを理解し、それがどのような原因に基づくものであるかを論理的に記述する能力を問う。

(採点の基準)

問1(1)では、記事Aから、A I B Oの葬式が、企画者や参列者にとってどのような意義があるかを記事から読み取り、それに対する評価を、考えられるさまざまな観点を提示した上で、自分なりに述べているかに着目する。

問1(2)では、記事Bから、チャットG P Tのような生成A Iが、社会にとって有益である半面、課題や問題点があると認識していることを読み取り、どのような課題や問題点があるかを具体的に指摘できているかに着目する。

問2では、たとえば、教育や社会・経済生活、公共サービス・民間サービスの提供などにおいて、チャットG P Tのような生成A Iがもつ課題や問題点が、ヒトや社会に対しどのような影響やリスクをどの程度及ぼし得るかを具体的に指摘した上で、それに対応する必要性を検討し、どのような手立てを講じるべきであるか等について、A I B Oに対するヒトや社会の向き合い方と比較しつつ、論理的・整合的に説明できているかという観点から採点する。

●憲法

本問の出題趣旨は、夫婦同氏制を採用する民法 750 条及びそれを受けた戸籍法 74 条 1 号に含まれる憲法上の問題点について、自身の見解を論ずるところにある。

夫婦同氏制を採用する民法 750 条について、最高裁は憲法に反しないとした（最大判平成 27 年 12 月 16 日民集 69 卷 8 号 2586 頁）。ここでは、同条について、①憲法 13 条に反するか、②憲法 14 条 1 項に反するか、③憲法 24 条に反するかが争われ、最高裁はいずれも違憲の主張を退けている。①については、婚姻の際に「氏の変更を強制されない自由」は憲法上の権利として保障される人格権の一内容といえないこと、②については、民法 750 条により 96%以上の夫婦において夫の氏を選択するという性差別が生じているとの主張に対し、この規定に男女間の形式的な不平等が存在するわけではないこと、などを理由としている。一方、③については、①・②に関して生じうる不利益等も考慮しつつ、「当該規定が個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠き、国会の立法裁量の範囲を超えるものとみざるを得ない」場合であるかという観点から審査すべきものとし、結論として憲法 24 条違反の主張を排斥した。本件各規定に関し憲法上の問題点があるとすれば、まずは上記①～③の観点での検討が求められる。結論が合憲・違憲いずれであっても評価は変わらないが、上記①～③の各論点に関する最高裁の結論には異論もありうるので、こうした点を意識しながら検討することもできるだろう（最大決令和 3 年 6 月 23 日判例時報 2501 号 3 頁の宮崎裕子・宇賀克也裁判官の反対意見は、これらについて詳細に論じている）。

関連する最高裁判決の趣旨を踏まえ、適切に憲法上の論点を提起し、それぞれについて丁寧に検討した答案については、高い評価が与えられる。

●民法

（出題趣旨及び採点基準）

裁判例に基づく簡単な事案につき、法的な問題の所在を察知する能力を確かめる。第 1 問では、利息や弁済期という基本概念に関する理解を確認するとともに、特約（およびその解釈）についての理解を問うている。第 2 問では、公序良俗違反の原因と効果についての理解を問うている。

当事者の属性や契約から請求までの期間に留意するもの、公序良俗違反の原因として複数の要素を挙げるもの、契約全体が無効／利息条項が無効／利息条項の一部が無効を区別するものには加点する。なお、公序良俗違反以外（契約内容の確定性など）の理由をあげるものも、適切な理由付けができていれば、点を与える。

●刑法

（出題の趣旨）

本問は、勤務する会社の金銭を自己の用途に費消してしまい、その事実を取り繕うために偽の預かり証を作成するなどしたという設例に基づき、横領罪の成否（特に、使途を定めて委託された金銭の「他人の財物」該当性）、私文書偽造罪の成否（特に、肩書の冒用についての「偽造」該当性）、共謀共同正犯の成否等の諸論点についての知識を問うものである。いずれ

の論点についても、各構成要件のうちいずれの要件の問題であり、どの文言の解釈の問題であるのか、本件でなぜその論点が問題になるのか、その問題点について、当該罪の本質や保護法益からどのように考えるのかという点を意識した論述をしてほしいところである。

(採点基準)

横領罪の成否について 40 点、私文書偽造罪の成否 40 点、共犯関係の処理等 20 点

●民事訴訟法

民事訴訟法の基本的な事項についての理解を問う。

問Ⅰは、民事訴訟における基礎的な概念の確認を確認するものである。

問Ⅱは、いわゆる規範的要件の具体例をその条文と共に問うものである。

問Ⅲは、訴えの利益に関する基礎的な理解を問うとともに、論理的な文章表現力が備わっているかを評価するものである。訴えの利益の意義および確認の訴えにおける訴えの利益を検討する上での留意点を簡潔に説明し、将来の権利または法律関係を確認する訴えについて訴えの利益が認められるか論じた上で、賃貸借契約終了前に敷金返還請求権の存在を確認する訴えについて訴えの利益を認めることができるか、具体的な思考を記述することが求められる。最高裁判例（最判平成 11 年 1 月 21 日民集 53 卷 1 号 1 頁）への言及は必須ではないが、言及する場合にはその正確な理解が問われる。

なお、解答に誤字があれば、減点の対象とする。

●刑事訴訟法

I 配点 30 点。

検察官の公訴権、訴追裁量権に関する基本的知識を問うために出題した問題である。いわゆる司法取引の制度や検察審査会制度についても訴追裁量権に関連する制度であるところ、これらについても法曹実務家を目指すものとしては教養として知っておいてほしいところである。日頃の学習においても、いわゆる論点のみではなく関連する諸制度にも目を向けて幅広く学習を進めてほしい。

II 配点 20 点。

1 は、現行犯人逮捕についての基本的知識を問うために出題した問題である。条文の文言から出発してその意義・解釈について具体的に答案上に示す必要がある。

2 は、公判前整理手続についての基本的知識を問うために出題した問題である。公判前整理手続の流れを念頭に置きながら、検察官による必要的証拠開示、その後の弁護人・被告人からの請求による証拠開示について記述する必要がある。

●小論文

本文は、社会学、経済学、自然科学の相違を、例を挙げながら簡潔に説明した文章である。本問では、この文章に書かれていることを正確に理解する読解力と、文章には明確には書かれていないが、筆者の立場からするとどのような結論が正当化されるかを推理する能力とを測定する。

1. 本文に明確に記述されていることを、要領よくまとめる能力を測定する。

- 2.本文に記述されている事柄を論理的に整理する能力を測定する。
- 3.本文に記述されていることから、必ずしも明確に記述されていない結論を導出する推理能力を測定する。